

福岡県医発第 1729 号(総)

平成 16 年 12 月 24 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹 嶋 康 弘



フィブリノゲン製剤納入先医療機関の公表に伴う
肝炎ウイルス検診の実施に関するQ&Aの送付に
ついて

標記について、日本医師会より別添のとおりまいりましたのでご通知いたします。

今回の公表に伴う肝炎ウイルス検診の実施に関して、厚生労働省老健局老人保健課より、別添のQ&Aが出ております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますよう
よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・友清 明

(地 I 172)

平成16年12月15日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

土 屋



フィブリノゲン製剤納入先医療機関の公表に伴う肝炎ウイルス検診の
実施に関するQ & Aの送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、フィブリノゲン製剤納入先医療機関の公表につきましては、平成16年12月3日付(日医発第936号(地 I 168))の文書等をもってご連絡申し上げ、貴会並びに郡市区医師会、各医療機関のご協力をいただいているところであります。

今回の公表に伴う肝炎ウイルス検診の実施に関して、厚生労働省老健局老人保健課より別添のQ & Aが出されておりますので、お送り申し上げます。併せて参考としていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。





事 務 連 絡

平成16年11月25日

各 { 都道府県
政 令 市
中 核 市 } 老人保健主管部（局）御中

厚生労働省老健局老人保健課

フィブリノゲン製剤納入先医療機関の公表に伴う肝炎ウィルス検診の
実施に関するQ & Aの送付について

標記について、事業の実施にあたり参考となる事例等について、別添のとおり取りまとめたので参考とされたい。

フィブリノゲン製剤納入先医療機関の公表に伴う肝炎ウイルス検診
の対象者の考え方について

① 当該医療機関においてフィブリノゲン製剤を使用した者、あるいは、輸血をした者（多量に出血したことがある等の有無にかかわらず）

→ 医療機関受診を勧奨

※節目外検診の要件に当てはまる者については肝炎ウイルス検診の受診を妨げない。

② 当該医療機関においてフィブリノゲン製剤を使用したかどうかは不明であるが、広範な外科的処置を受けたり、妊娠・分娩時に多量に出血したことがある者

→ 肝炎ウイルス検診
（節目外検診）

③ 当該医療機関においてフィブリノゲン製剤を使用したかどうかは不明であり、広範な外科的処置を受けたり、妊娠・分娩時に多量に出血したこともない者

→ 肝炎ウイルス検診
（節目検診）

問1 今回のフィブリノゲン製剤納入先医療機関の公表を契機に、新たに「過去にフィブリノゲン製剤の投与を受けたことがある者」が節目外検診の対象者に付け加えられたものと考えてよいか。

(答)

1. 「過去にフィブリノゲン製剤の投与を受けたことがある者」については、先ずは、第一選択肢として、速やかに医療機関を受診するよう勧奨することが原則である。
2. なお、広範な外科的処置を受けたり、妊娠・分娩時に多量に出血したことがあり、フィブリノゲン製剤等が使用されている可能性が高い者については、従来より、節目外検診の対象としてきたところである。したがって、今回の公表を契機に新たに対象者として追加するものではない。

問2 公表された医療機関で輸血等を受けたことがあれば、老人保健事業における肝炎ウイルス等実施要領に明記された要件に該当しなくても、市町村で行う節目外の肝炎ウイルス検診を受診しても差し支えないか。

(答)

1. 輸血の既往が明らかである場合（「過去にフィブリノゲン製剤の投与を受けたことが明らかである場合」等）など、いわゆる感染率が一般より高いとされる者（平成13年3月30日「肝炎対策に関する有識者会議」報告書）については、C型肝炎ウイルス感染の可能性について必要な相談指導や医療が受けられるよう、地域の実態も踏まえながら普及啓発等の対策を充実強化することが必要であり、速やかに医療機関を受診するよう勧奨することが原則である。
2. なお、輸血の既往などが考えられたとしても、節目外検診の要件に当てはまる者であって、これまでにC型肝炎ウイルス検査を受ける機会がなかった者が肝炎ウイルス検診の受診の希望する場合には、検診の機会を妨げるものではないことに留意されたい。

問3 今回のフィブリノゲン製剤納入先医療機関の公表を契機に、既に基本健康診査を受診した者より肝炎ウイルス検診の受診希望があった場合、基本健康診査と合わせて受診してもらっても差し支えないか。また、この場合、基本健康診査を2度受診することになるが、国庫補助の対象と考えてもよいか。

(答)

今年度、既に基本健康診査を受診した者については、肝炎ウイルス検診のみ実施されたい。また、基本健康診査に併せて実施する方式のみならず、医療機関委託方式を活用するなど、可能な限り受診機会の確保に配慮願いたい。

なお、来年度以降は、基本健康診査に併せて実施されたい。

問4 今年度の肝炎ウイルス検診は既に終了しているため、今回フィブリノゲン製剤納入先医療機関の公表を契機として、肝炎ウイルス検診の受診の希望があっても、新たに受診体制を整備することが困難である場合、翌年度に対応することとしても差し支えないか。

(答)

- 1 当該医療機関においてフィブリノゲン製剤を使用したかどうかは不明であるが、広範な外科的処置を受けたり、妊娠・分娩時に多量に出血したことがある者を対象とした節目外検診については、基本健康診査に併せて実施する方式のみならず、医療機関委託方式等により個別に受診できる体制の整備が図られるようお願いしてきたところである。
- 2 したがって、既に基本健康診査が終了した市町村においても、医療機関委託方式を活用するなど、可能な限り今年度における受診機会の確保に配慮願いたい。

問5 職域の健康診査において、肝炎ウイルス検診を実施していない場合、職域に属する者が市町村での受診を希望した場合は、老人保健事業における肝炎ウイルス検診の対象者と考えても差し支えないか。
また、この場合、老人保健事業の負担金の対象となるのか。

(答)

- 1 平成13年3月に取りまとめられた「肝炎対策に関する有識者会議」報告書において、「地域や職域における現行の健康診断等の仕組みが活用できるかどうかについて引き続き検討する必要がある」とされている。職域・医療保険者等においても積極的に対応すべきものと考えており、職域や医療保険各法において、検診を受診する機会がある者については、まずは、それぞれの制度において対応を図るべきものとしてきたところ。
- 2 しかしながら、①職域や医療保険各法では、法的に事業者や保険者に対して肝炎ウイルス検診の実施について義務付けることが困難であることから、肝炎ウイルス検診を受診できない者が生じる場合があること、また、②今回のフィブリノゲン製剤納入先医療機関の公表されることを受けて、今般、緊急避難的措置として、職域等においてやむを得ず肝炎ウイルス検診を受診できない者に限り、老人保健事業における肝炎ウイルス検診において対応することもできることとしたところである。
- 3 また、老人保健事業の基本健康診査にかかるこれまでの運用において、「被用者本人であっても必ずしも保健事業に相当するサービスを受けることができるとは限らないことから、このような者をも本法の保健事業の対象とできるよう弾力的に運用する必要がある」としてきた経緯がある。これを踏まえ、今回の取扱いについても、取扱内容の変更や拡大ではなく、これまでと同様の運用の取扱いをするものである。
- 4 今回の取扱いは、あくまでもやむを得ず肝炎ウイルス検診を受診できない者が生じないようにするための措置であるので、職域・保険者と十分な連携を行い、遺漏のないよう対処願いたい。